

会員各位

2023年6月吉日

栃木県作業療法士会 休会制度導入のお知らせ

一般社団法人栃木県作業療法士会
事務局長 坂田 尚昭
会員管理部 板倉 未来

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
平素は、当士会の活動に格別のご高配を賜り、深く感謝しております。

この度、栃木県作業療法士会において、主に出産・育児、介護、長期の病気療養などを理由に、一時的に休職や退職を余儀なくされた会員の、収入がない（もしくは著しく減少する）状態への支援策として、令和5年度より休会制度を導入致しました。
休会を希望される方は、以下の「休会制度の概要」をご確認の上、**令和5年8月31日**までに栃木県作業療法士会ホームページの「休会フォーム」より申請手続きを行ってください。

休会制度の概要

【期間】 休会期間は1年度単位（4月1日～翌年3月31日）とし、最大で5回まで、連続的もしくは断続的にとることが可能です。そして、休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。

※ただし、令和5年度に限っては令和5年9月の理事会を以て休会を承認し、令和6年度3月31日までを休会期間とします。

【義務の免除】 休会すると、その期間中の会費が免除されます。

【権利の停止】 休会すると、その期間中の次の権利が停止されます。

- (1) 代議員選挙及び役員候補者選挙の選挙権及び被選挙権
- (2) 社員にあっては社員総会での議決権
- (3) 本土会が主催する学会及び研修会への参加

※ただし非会員としての参加を妨げるものではない

- (4) 本土会発行物の受取

※ただし本土会ホームページに限ってはその限りではない

【申請手続】

前提条件……①申請年度までの会費が完納されていること

②過去の休会期間が5年間に達していないこと

提出書類……①休会届（栃木県作業療法士会ホームページの「休会フォーム」より申請）

②休会理由の根拠となる、第三者による証明書（「休会フォーム」に添付）

○出産・育児……母子手帳の写しなど

○介護……要介護状態を証明する書類の写しなど

○長期の病気療養……医師の診断書、傷病手当の写しなど

○その他、一時的に休職や退職を余儀なくされ、収入がない（もしくは著しく減少する）状態となることの証明書類（職場の休職証明等）の写し

※提出できない場合は士会事務局 会員管理部にお問い合わせください。

提出期限……令和5年度に限り：令和5年8月31日

令和6年度以降：休会しようとする年度の前年度の1月31日

（令和6年度4月1日～休会の場合、令和6年1月31日）

【復会にあたって】 休会期間中の1月31日までに延長手続きか退会手続きを行わない限り、翌年度の4月1日から自動的に復会することになります。復会以降の本土会発行物は、休会フォームでの指定もしくは本人による変更届の提出がない限り自宅宛に発送されます。

【途中復会を希望する場合】 休会期間中に休会事由がなくなり、年度途中であっても復会を希望する場合は、①士会事務局に連絡して「復会届」の用紙を請求し、これに必要事項を記入、署名・捺印して提出するとともに、②当年度の会費を納めることをもって、復会することができます。ただし、年度途中の予期せぬ復会となるため、時期によっては、上記の【権利の停止】に示された諸権利すべてが直ちに行使できるとは限りません。復会手続きが完了した翌日（その日が休業日に当たる場合は、休業日の翌日）から準備を始めて可能となる範囲でのみ行使できるものであることを、あらかじめご了承ください。

<注意> この制度を利用して栃木県作業療法士会を休会しても、自動的に日本作業療法士協会を休会することにはなりません。日本作業療法士協会は別に手続きが必要になります。

お問い合わせ



一般社団法人 栃木県作業療法士会 会員管理部

緑の屋根診療所 板倉 未来

E-mail: tochiotkaiin@nifty.com

